



交通安全だより第6号

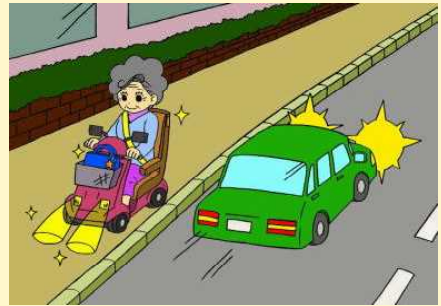
令和3年8月
尼崎南警察署交通課

電動車いすの安全利用に 努めましょう!!

～電動車いすは「歩行者の仲間」です～

《道路を通る時は・・・》

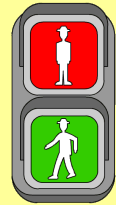
- ① 歩道のある道路・・・
「歩道」を通りましょう!
- ② 歩道の無い道路・・・
「路側帯」を通りましょう!
- ③ 歩道も路側帯も無い道路・・・
「道路の右側」を通りましょう!



※車道や道路中央を**通**ってはいけません。
※道路工事等やむを得ない理由がある場合は上記の限りではありません。

《信号を守りましょう!》

- ① 「**歩行者用信号機**」に従い、点滅しているときは無理に渡らず次の青信号まで待ちましょう!
- ② 青信号になっても「**左右の安全確認**」をしてから渡りましょう!



《安全利用に努めましょう!》

- ① 「**段差、溝、踏切**」では段差、踏切等に対して直角に渡りましょう。
- ② 「**急な坂道、大きな段差や溝**」の通過は転倒のおそれがあるので避けましょう。
- ③ 「**飲酒しての利用**」はやめましょう。
～判断、操作の誤りにつながります。
- ④ 「**人の多い場所**」では、スピードを落として、周囲の人に注意して通行しましょう。



★★尼崎南警察署からのお知らせ★★

兵庫県下では令和2年中に電動車いす利用者の関係する人身事故が13件、**尼崎市**内では**2件**発生しています。道路横断時は左右の安全確認を十分にしてください。